

# 新発田地区のお客様へ 原料費調整制度について

日頃は新発田ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、平成22年1月1日を実施日としてガス料金の改定を主な内容とする供給約款等の変更を予定しておりますのでお知らせします。

弊社は、都市ガス原料を購入しております卸元業者より、国産天然ガス価格の引上げ及びLNG(液化天然ガス)が一部混入する等、新たな卸売り価格体系を導入したい旨の要請を受け、これまで鋭意協議を重ねてまいりましたが、基本的な枠組みについて合意に至りました。

これを受けまして、弊社は新しい料金制度である原料費調整制度(毎月変動する料金制度)の導入及びガス料金価格の見直しをするため、現在、経済産業局へ申請中であります。

弊社は、今後も、「保安の確保」、「お客さまサービスの向上」、「ガスの安定供給」を経営の基本に据えて、地域社会の発展に貢献するため、更なる経営効率化に努め、公益事業者としての使命を果たしてまいりますので、引き続き、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 「原料費調整制度」をご存知ですか？

都市ガス製造のために海外から輸入している原料(液化天然ガス:LNG)の価格は原油価格や為替レートの動きにより変動します。

「原料費調整制度」は、こうした原料価格の変動に応じて、毎月のガス料金を自動的に調整するしくみです。

「原料費調整制度」は、平成8年1月に導入され、大手都市ガス会社をはじめ輸入原料を使用する全国の7割以上の会社がすでに導入している制度です。

今回の制度見直しにより、県産天然ガスと輸入LNG気化ガスとの混合ガスを原料としている県内都市ガス会社の場合でも、その輸入LNG気化ガスの比率部分(28%)が本制度の適用を受けることとなりました。

毎月のガス料金は、使用ガス量により定めた適用区分に応じて決まる基本料金に、実際お使いいただいたガス量に応じて計算する従量料金を加えたものです。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$
$$\text{従量料金} = \text{従量単価} \times 1\text{ヶ月の使用ガス量}$$

「原料費調整制度」を導入した際のガス料金は、ガス料金のうちの従量単価部分が、図のように変更となります。原料価格の変動に応じて算定した原料費調整単価を基準従量単価に加え、また差し引いて計算いたします。

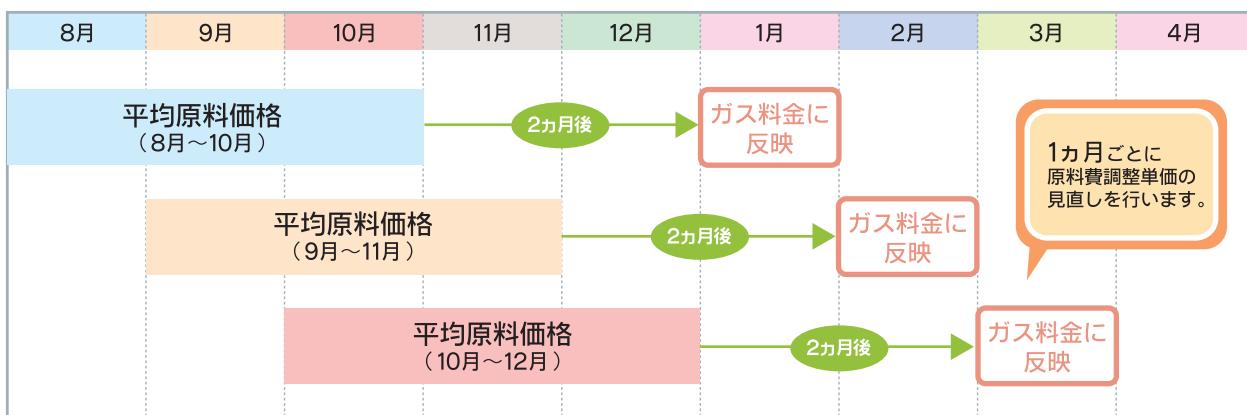
$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$
$$\text{従量料金} = \text{従量単価} + \text{原料費調整単価} \times 1\text{ヶ月の使用ガス量}$$

\*原料費調整単価とは、輸入LNG価格の変動のうち、28%が反映されます。



## どう変わるのかしら？

原料費調整制度導入後は、以下の図のとおり3カ月平均原料価格に基づき、原料費調整単価を算定し、毎月のガス料金に反映します。



例えば、8月から10月の平均原料単価は、2ヵ月後の1月分ガス料金に反映されます。



## 導入後のガス料金はどうなるの？

ガス料金は経済産業大臣の認可を必要とするため、認可後速やかにホームページおよび定例検針の際に各戸にお届けするチラシなどで、お知らせします。



原料費調整制度に関する  
お問い合わせは

新発田ガス  
本社 ☎ 22-4181